

～社会保険労務士様向け勉強会のご案内～

新型コロナ禍における 残業代請求対応

このような方は是非ご参加ください！

- ・ 残業代請求消滅時効期間延長に関して、クライアントの労務対策を講じていきたい。
- ・ 実際の裁判で使用者側で主張できる反論、そのために必要な証拠を押さえておきたい。
- ・ 労働時間管理で裁判で争われると使用者側に不利になるポイントを押さえておきたい。

弊所では、社会保険労務士の先生方を対象に、残業代請求、退職勧奨、働き方改革、ハラスメント、問題社員対応といった労務に関する幅広いテーマの勉強会を定期開催してまいりました。今回の勉強会では、残業代請求対応の実務について、裁判実務を中心に、コロナ禍におけるテレワーク下の新たな視点も含めて、残業代請求に対し、適切な予防策を講じられるよう諸問題を探求して参ります。時代に即した残業代請求対応を各クライアント企業にアドバイスしていけるよう、是非ご参加のうえ、忌憚なき意見交換をいただきたくお願い致します。

日時

6月 10日(木)
15:00～17:00
受付開始：14:30より

料金

無料

会場

大阪国際ビルディング
大阪府中央区安土町2丁目3-13
16階1601号室

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴事務所名		参加者名		参加人数： 名
メールアドレス		@		
ご住所		電話番号		

詳細は裏面をご覧ください

主催

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田



当日お伝えする内容（一部）

- ◆ 残業代請求の時効の延長によって今後想定される残業代請求案件の動向予測
- ◆ 社労士の先生方が、残業代請求案件に関し是非クライアントの方にお伝えいただきたいこと。特に実際の裁判実務を踏まえた使用者側の反論のポイントについて
- ◆ 裁判実務を踏まえた適切な労働時間管理方法について

開催要項

申込締切
6月8日(火)

- 開催日：2021年6月10日(木)15:00～17:00
- 会場：大阪国際ビルディング16階1601号室
- 受付開始：14:30より
- 住所：〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
- 受講料：無料
- 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田



講師紹介

【学歴】

立命館大学法学部卒業
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了
司法修習 54期（平成13年10月弁護士登録）

【役職等】

経営革新等支援機関
認定事業再生士（CTP）・認定ハラスメント相談員（一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会）

【所属団体】

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会
経営法曹会議・吹田商工会議所

【講演歴】

中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応策(H24.9.12大阪弁護士会) 等多数

【公職】

吹田市開発審査会・建築審査会 委員

【学歴】

同志社大学文学部卒業
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期（平成22年12月弁護士登録）

【所属団体】

一般社団法人 大阪青年会議所

【講演歴】

・必ず役に立つ相続・後見セミナー
・労務トラブルでの証拠の残し方
・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー
・債権回収において知っておくべき3つのポイント
～いざという時からは間に合わない？債権回収時に必ず知っておくべき事項～
・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会
・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～
・業務委託契約書の重要チェックポイント 等多数



グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳



グロース法律事務所
弁護士 徳田 聖也

メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信をしております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。



主催

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田

